

患者等搬送事業認定要綱

平成18年4月1日制定

消防本部要綱

（目的）

第1条 この要綱は、患者等搬送事業指導基準等（平成元年10月4日付消防庁救急救助課長通達）に基づく、患者等搬送事業及び患者等搬送用自動車の構造等の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）患者等搬送事業者 患者等搬送事業を行う者
- （2）患者等搬送用自動車 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる構造及び設備等を有する自動車をいう。
- （3）患者等搬送用自動車（車椅子専用） 車椅子のみを固定できる構造及び設備等を有する自動車をいう。
- （4）乗務員 患者等搬送用自動車に同乗し搬送業務に従事する者
- （5）乗務員（車椅子専用） 患者等搬送用自動車（車椅子専用）に同乗し搬送業務に従事する者

（患者等搬送事業者の基本原則）

第3条 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めなければならない。

- 2 患者等搬送事業者は、緊急性のない者を搬送対象とするものとする。
- 3 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守しなければならない。

（患者等搬送事業者の責務）

第4条 患者等搬送事業者は、指導基準を誠実に履行し、患者等搬送業務実施中、搬送業務の遂行に支障を及ぼす重大な事故を発生させたときは、速やかに消防長に報告するものとする。

- 2 患者等搬送事業者は、事業に関し、消防長から求めがあったときは、消防長に報告するものとする。

(消防機関との連携)

第5条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、119番等により、患者等の居る場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。

- (1) 患者等からの要請時点において、緊急に医療機関への搬送が必要であると判明している場合。この場合において、併せて乗務員又は乗務員（車椅子専用）を派遣すること。
- (2) 要請依頼場所に到着した時点又は患者等の搬送途上において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合

(乗務員)

第6条 患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）に同乗し、搬送業務に従事する乗務員又は乗務員（車椅子専用）は、満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 乗務員は、消防機関が行う講習「乗務員」（別記第1）を修了した者又は消防機関の行う適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者（別記第4）
- (2) 乗務員（車椅子専用）は、消防機関が行う講習「乗務員（車椅子専用）」（別記第2）を修了した者又は消防機関の行う適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者（別記第4）

(運行体制)

第7条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員を同乗させて搬送業務を行わせるものとする。ただし、退院等を目的とする場合又は医師若しくは看護師等が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができる。

- 2 患者等搬送事業者（車椅子専用）は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）を同乗させて搬送業務を行わせるものとする。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等は、医師等を同乗させる、又は乗務員（車椅子専用）数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確立するものとする。

(患者等搬送用自動車等)

第8条 患者等搬送用自動車等には、次の各号に掲げる構造及び設備を有していなければならない。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。

- (2) 換気及び冷暖房の装置を有すること。
- (3) 乗務員及び乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- (4) ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 車椅子専用にあっては、車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- (6) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。
- (7) サイレン又は赤色警告灯を装備する等、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。

（積載資器材）

第9条 患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次に掲げる資器材を積載しなければならない。

- (1) 患者等搬送用自動車 別記第6-1に掲げる資器材
- (2) 患者等搬送用自動車（車椅子専用） 別記第6-2に掲げる資器材

（消毒）

第10条 患者等搬送用自動車等及び積載資器材の消毒は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 定期消毒 毎月1回以上
 - (2) 使用後消毒 毎使用後
- 2 医師から消毒について特別な指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行わなければならない。

（衛生・安全管理）

第11条 患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）及び積載資器材については、点検整備を確実に行之、清潔保持に努めなければならない。

- 2 乗務員又は乗務員（車椅子専用）の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、清潔の保持に努めなければならない。

（認定対象事業者）

第12条 患者等搬送事業の認定対象事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める次の者でなければならない。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請・審査・有効期間)

第13条 前条に規定する道路運送法に定める許可を受けた者のうち、患者等搬送事業を行おうとする者は、患者等搬送事業認定（審査・更新）申請書（様式第6号）により、消防長に認定を申請しなければならない。

2 消防長は、認定の申請を受理したときは、認定審査基準表（別記第7）により審査しなければならない。

3 消防長は、審査の結果、認定しない場合は、その理由を付して患者等搬送事業者に通知するものとする。

4 認定審査基準に適合し、認定業者として認定後、認定業者名簿（様式第8号）に記載して保存するものとする。

5 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

(認定の更新)

第14条 認定審査基準に適合した患者等搬送事業者（以下「認定業者」という。）は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、患者等搬送事業認定（審査・更新）申請書（様式第6号）により、消防長に更新を申請するものとする。

(認定マークの交付・再交付)

第15条 消防長は、認定業者又は認定業者（車椅子専用）に対し、次の認定マークを交付するものとする。

(1) 認定業者 患者等搬送事業者認定マーク（別図1-1）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図2-1）

(2) 認定業者（車椅子専用） 患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）（別図1-2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）（別図2-2）

2 認定業者は、認定マークを亡失し、又は滅失したときは、認定マーク再交付申請書（様式第7号）により、速やかに消防長に届け出て認定マークの再交付を受けることができる。

3 再交付の申請手続きは、認定の申請手続きを準用する。

(認定の失効・取り消し)

第16条 患者等搬送事業を廃止したとき、又は認定の有効期間が満了したときは、認定はその効力を失うものとする。

2 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の許可等が取り消され、又は失効したとき。
- (2) 認定業者が指導基準を遵守しないとき。
- (3) 業務の遂行にあたって、重大な事故を発生させたとき。
- (4) その他認定を継続することが不相当と判断されるとき。

(事業の休止等)

第17条 認定業者は、患者等搬送事業の全部もしくは一部を休止し、又は廃止したときは、消防長に届け出るものとする。

(事業案内)

第18条 認定業者は、パンフレット等の事業案内においては、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現はさけなければならない。

(認定業者の調査)

第19条 消防長は、少なくとも年1回以上認定業者に対し、指導基準の履行状況等について調査するものとする。

(乗務員講習)

第20条 乗務員講習は、患者等搬送用自動車等に同乗し、患者搬送業務に従事する者に対して実施するもので、次の2種類とする。

- (1) 基礎講習 乗務員に対して実施する講習（別記第1）又は乗務員（車椅子専用）に対して実施する講習（別記第2）
- (2) 定期講習 乗務員又は乗務員（車椅子専用）の応急手当技能を適切に管理するために実施する講習（別記第5）

(乗務員講習の講師)

第21条 乗務員講習の講師は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者

(2) 消防大学校の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者

(3) 消防大学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認めた者

(乗務員講習の受講)

第22条 乗務員講習の受講申請は、講習受講申請書（様式第1号）によるものとし、申請書の記載事項の適否を確認後受理し、乗務員講習受講者名簿（様式第5号）に記載するものとする。

2 受講対象者は、次の各号のとおりとする。

(1) 現に患者等搬送事業を行っている事業所の乗務員等

(2) 患者等搬送事業所の乗務員等になる見込みの者

(3) その他消防長が特に必要と認めた者

(修了考査・修了証の交付)

第23条 乗務員講習終了後、修了考査（別記第3）を実施し、基準点以上の者に対して各講習ごとに次の修了証を交付する。

(1) 消防機関の行う講習「乗務員」（別記第1） 修了証（様式第2号）

(2) 消防機関の行う講習「乗務員（車椅子専用）」（別記第2） 修了証（様式第3号）

(3) 定期講習（別記第5） 修了証（様式第4号）

2 修了証は、講習終了した日に交付するものとする。

(適任証の交付・有効期間)

第24条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、当該各号に定める患者等搬送乗務員適任証（以下「適任証」という。）を交付する。

(1) 消防機関の行う講習「乗務員」（別記第1）を修了した者又は消防機関の行う適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者（別記第5）には、別記様式第1-1に定める適任証を交付すること。

(2) 消防機関の行う講習「乗務員（車椅子専用）」（別記第2）を修了した者又は消防機関の行う適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者（別記第5）には、別記様式第1-2に定める適任証を交付すること。

2 適任証の有効期間は、適任証の交付を受けた日の翌日から起算して、2年間とする。ただし、第20条第2号で定める定期講習を受けた者については、更に2年間有効とし、それ以降も同様とする。

(適任証の携行)

第25条 乗務員は、搬送業務に従事するときは、前条により交付された適任証を携帯しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

様式第 1 号

乗務員講習受講申請書

年 月 日					
(あて先) 今治市消防長					
申請者 氏 名					
区 分	基礎講習 ・ 基礎講習(車椅子) ・ 定期講習				
写 真 3 cm × 4 cm (のりづけ)	ふりがな 氏 名				
	住 所 電 話				
勤 務 先	名 称				
	住 所				
基礎講習受講経過			定期講習受講経過		
年月日	受講機関	修了証番号	年月日	受講機関	修了証番号
		第 号			第 号
		第 号			第 号
		第 号			第 号
※受付欄					第 号
					第 号
					第 号
					第 号
					第 号
					第 号

※申請時には、6ヶ月以内に撮影した、縦4 cm×横3 cmの写真（上半身）を2枚添付すること。

第 号

修 了 証

様

あなたは患者等搬送事業乗務員基礎講習を
修了しました
よってこれを証します

年 月 日

今治市消防長

様式第 3 号

第 号

修 了 証

様

あなたは患者等搬送事業乗務員基礎講習
(車椅子専用) を修了しました
よってこれを証します

年 月 日

今治市消防長

第 号

修 了 証

様

あなたは患者等搬送事業乗務員定期講習を
修了しました
よってこれを証します

年 月 日

今治市消防長

様式第 5 号

乗務員講習受講者名簿（基礎講習・基礎講習（車椅子）・定期講習）

講習修了

年

月

日

今治市消防本部

[illegible]

様式第 6 号

患者等搬送事業認定（審査・更新）申請書

年 月 日		
(あて先) 今治市消防長		
申請者 氏 名		
認定対象事業 許 可 種 別	① 一般乗用旅客自動車運送事業の許可 ② 一般貸切旅客自動車運送事業の許可 ③ 特定旅客自動車運送事業の許可 ④ 自家用有償旅客運送の登録	
(ふりがな)		
事 業 所 名		
電 話 番 号	() -	
乗務員数	種 別	①乗務員 ②乗務員（車椅子専用）
名	氏 名	
自 動 車	種 別	①患者等搬送用自動車 ②患者等搬送用自動車（車椅子専用）
	ナンバー	
※ 受付欄		※ 経過欄

- 1 認定対象事業許可種別は、審査申請時のみに記入すること。
- 2 乗務員については、乗務員講習修了証を審査・更新それぞれの申請時に添付すること。

認定マーク再交付申請書

年 月 日 (あて先) 今治市消防長 申請者 氏 名 _____	
認定マーク種別	① 患者等搬送事業者 ② 患者等搬送用自動車 ③ 患者等搬送事業者（車椅子専用） ④ 患者等搬送用自動車（車椅子専用）
(ふりがな)	
事 業 所 名	
電 話 番 号	() —
再交付理由	
※ 受付欄	※ 経過欄

様式第 8 号

認 定 業 者 名 簿

今治市消防本部

	認定業者名	住 所	認 定 種 別
1			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
2			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
3			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
4			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
5			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
6			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
7			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
8			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
9			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
10			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
11			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
12			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
13			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
14			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
15			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
16			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
17			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
18			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
19			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）
20			① 認定業者 ② 認定業者（車椅子専用）

別記第 1

消防機関の行う講習「乗務員」

課 目	時 間 数
総論	1
観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)	13
体位管理要領	2
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	2
搬送法	2
修了考査	2
合 計	24

※ 課目の 1 時間は、45分とする。

別記第 2

消防機関の行う講習「乗務員（車椅子専用）」

課 目	時 間 数
総論	1
観察要領及び応急措置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)	9
体位管理要領	1
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	1
搬送法	1
修了考査	1
合 計	16

※ 課目の 1 時間は、45分とする。

別記第 3

乗務員の修了考査実施基準

修了考査は次の内容とし、80点以上をもって合格とする。

区 分	課 目	配 点
実 技	観察要領及び応急措置	60点
筆 記	消防機関との連携要領	20点
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点
合 計		100点

別記第 4

消防機関の行う適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者

	分 類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者 ただし、消防機関の行う適任者講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記、1 及び 2 に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者

別記第 5

定期講習

課 目	時 間 数
観察要領及び応急措置	2
体位管理要領	1
合 計	3

※ 課目の 1 時間は、45分とする。

別記第 6－1

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	バックバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物 保温用毛布 担架 まくら
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※A E D

「※」は任意の積載とする。

別記第 6－2

患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	※バックバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	※敷物 保温用毛布 担架 ※まくら
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他資器材	はさみ マスク ※ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※A E D

「※」は任意の積載とする。

別記第 7

認定審査基準表

事業所名			
所在地			
電話		電話 ()	
管理責任者・職氏名			
自動車の形態		☐ 患者等搬送用自動車 ☐ 患者等搬送用自動車（車椅子専用）	
審査項目		判定	不適内容
1	乗務員の資格要件	適・不適	
2	1 台あたりの乗務体制	適・不適	
3	患者等搬送用自動車	(1) 緩衝装置	適・不適
		(2) 換気及び冷暖房装置	適・不適
		(3) 室内のスペース	適・不適
		(4) ストレッチャー及び車椅子の固定	適・不適
		(5) 乗降を容易にする装置	適・不適
		(6) 通信・連絡装置	適・不適
4	車両の外観	適・不適	
5	積載資器材	適・不適	
6	車両・資器材の消毒体制	適・不適	
7	乗務員の服装	適・不適	
8	パンフレット等の表示	適・不適	
9	事業の許可状況	適・不適	
備考			

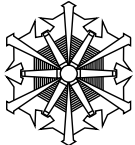
別記様式第1-1

患者等搬送乗務員適任証

表紙

(裏)

(表)

※ 患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。	第 号  患者等搬送乗務員 適 任 証 今治市消防本部	70mm
	200mm	

(注) 地色は水色とし、文字は黒色とする。

内側

(第1面)

(第2面)

30mm 40mm 写真 (ふりがな) 氏 名 年 月 日生 年 月 日交付 本籍地 上記の者は、患者等搬送乗務員に適することを証する。 今治市消防長	再 講 習 受 講 欄				70mm
	年月日	実施本部	年月日	実施本部	
200mm					

(注) 地色は水色とし、文字は黒色とする。

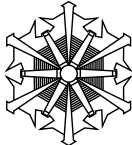
別記様式第1-2

患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）

表紙

（裏）

（表）

※ 患者等搬送業務に従事する場合は必ず携帯すること。	第 号  患者等搬送乗務員 適 任 証 （車椅子専用） 今治市消防本部	70mm

（注） 地色は水色とし、文字は黒色とする。

内側

（第1面）

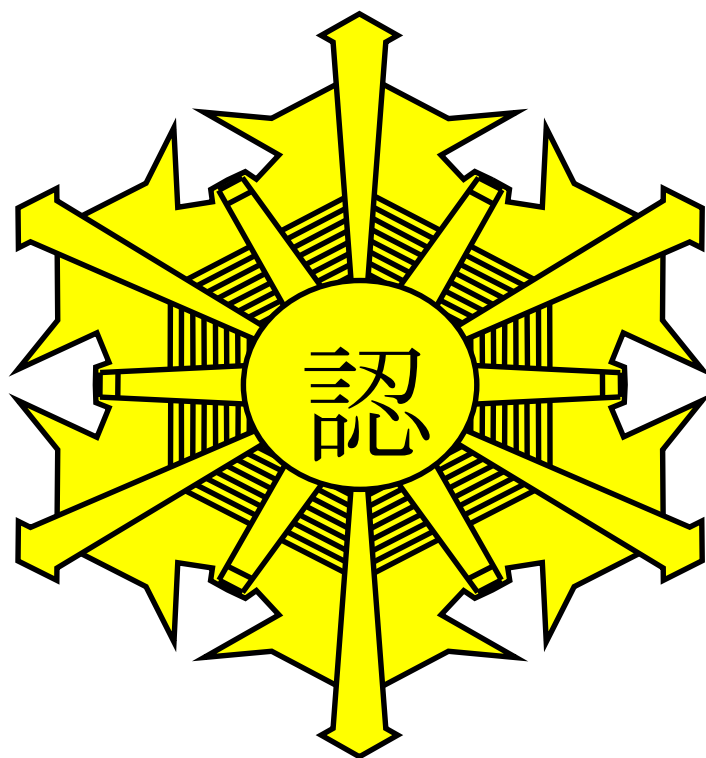
（第2面）

← 30mm → ↑ 40mm ↓ 写真 (ふりがな) 氏 名 年 月 日生 本籍地 年 月 日交付 上記の者は、患者等搬送乗務員 （車椅子専用）に適することを証する。 今治市消防長	再 講 習 受 講 欄				70mm
	年月日	実施本部	年月日	実施本部	
200mm					

（注） 地色は水色とし、文字は黒色とする。

別図 1-1

患者等搬送事業者認定マーク



患者等搬送に適合する事業者として認定する。

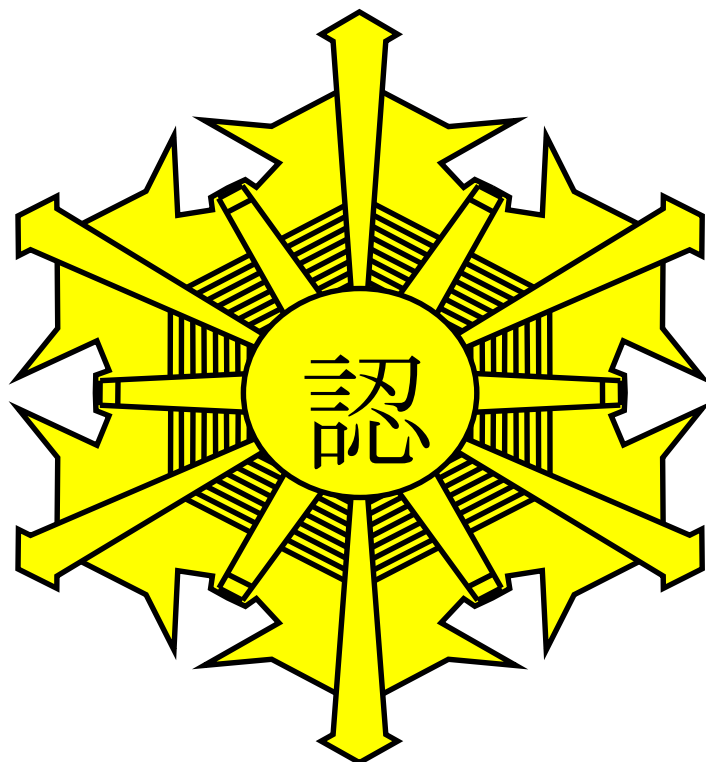
今治市消防本部

○ 地…緑色、文字…黒色、マーク…金色

○ 横23.7 c m、縦36 c m

別図1-2

患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）



患者等搬送（車椅子専用）に適合する
事業者として認定する。

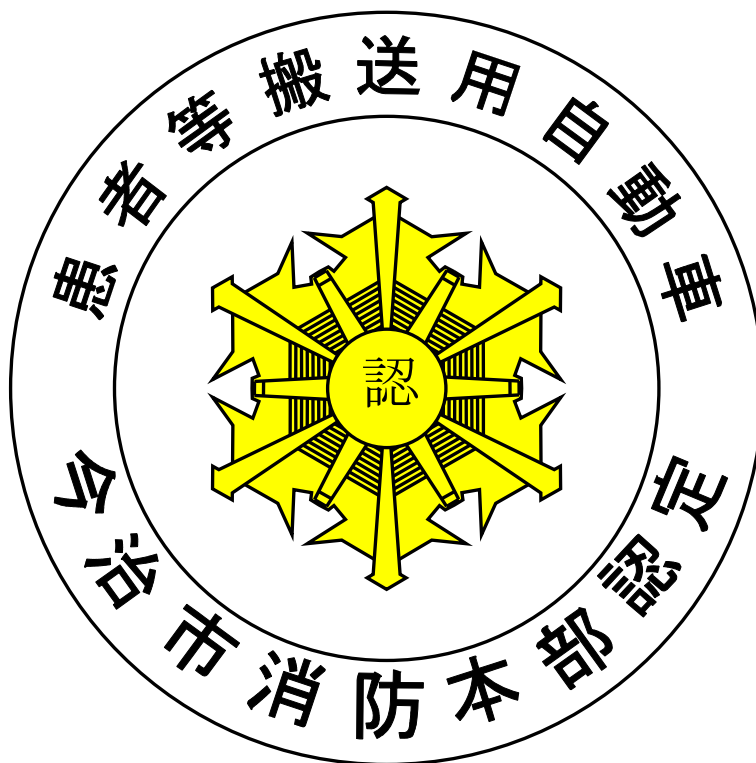
今治市消防本部

○ 地…ピンク色、文字…黒色、マーク…金色

○ 横23.7cm、縦36cm

別図2-1

患者等搬送用自動車認定マーク



患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面であって運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 地…緑色、文字…黒色、マーク…金色
- 直径…9cm

別図2-2

患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）



患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）は、自動車後面であって運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 地…ピンク色、文字…黒色、マーク…金色
- 直径…9 cm